

契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>教育庁 教育振興室 高校再編整備課</p>	<p>下記の業務委託契約について、契約書（仕様書）で定める必要な届出を受注者から受理していなかった。</p> <p>府立高等学校再編整備事業（エンパワメントスクール）2校の回線サービス（835,920円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報取扱作業責任者届（契約書第7条関係 II 個人情報取扱特記事項第3）</li> <li>・総括責任者届（契約書第9条）</li> <li>・業務従事者届（契約書第10条）</li> </ul>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>	<p>検出事項について、原因は契約手続において契約書で定める必要な届出を十分に確認していなかったことであり、契約期間内であったため、契約書（仕様書）で定める必要な届出を受注者から受理した。また、同様の届出を定めている他の契約についても、必要な届出を受理していることを確認した。</p> <p>今後、契約手続において、契約書で定める必要な届出がなされるよう受注者と発注者双方で確認し、再発防止を図る。</p> <p>なお、契約事務担当者全員に対して、監査結果と併せて会計事務ポータルサイトにある「委託契約締結事務のポイント」「支出事務のポイント」などを示して、契約事務・支出事務を適正に行うよう注意喚起を行った。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年6月4日から同年7月10日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
教育庁 教職員室 教職員人事課	<p>下記の業務委託契約について、契約書又は請書（仕様書）で定める必要な届出を受注者から受理していなかった。</p> <p>(1) 教員採用試験システム運用保守業務（965,250円）            ・個人情報取扱作業責任者届（契約書第6条関係 II 個人情報取扱特記事項第3）</p> <p>(2) 平成30年度大阪府公立学校教員採用選考テスト第一次・二次選考結果通知等の印刷発送業務（999,000円）            ・個人情報取扱作業責任者届（請書に係る仕様書 個人情報取扱特記事項第3）</p> <p>(3) 平成29年度大阪府教員チャレンジテスト結果通知書及び成績表の作成、印刷・封入業務（896,400円）            ・個人情報取扱作業責任者届（請書に係る仕様書 個人情報取扱特記事項第3）</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>	<p>検出事項について、原因は契約手続において契約書で定める必要な届出を十分に確認していなかったことであり、再発防止のため、監査結果と併せて会計事務ポータルサイトにある「委託契約締結事務のポイント」「支出事務のポイント」などを参考として契約事務・支出事務の手続を確認するようメールで周知を行った。</p> <p>今後、契約手続において、契約条項の内容を起案者、決裁関与者それぞれが確認し、再発防止を図る。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年6月4日から同年7月10日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
教育庁 学校総務サービス課	<p>下記の業務委託契約について、契約書（仕様書）で定める必要な届出を受注者から受理していなかった。</p> <p>基幹系業務システム総合整備事業グループウェアシステム保守業務委託（2,246,400円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報取扱作業責任者届（契約書第8条関係 II 個人情報取扱特記事項第3）</li> <li>総括責任者届（契約書第9条）</li> </ul>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>	<p>検出事項について、原因は契約手続において契約書で定める必要な届出を十分に確認していなかったことであり、同様の届出を定めている他の契約については、必要な届出を受理していることを確認した。</p> <p>今後、契約に関する必要書類について、一覧を作成し突合するなど、再発防止を図る。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年6月4日から同年7月10日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
教育庁 私学課	<p>下記の業務委託契約について、契約書（仕様書）で定める必要な届出等を受注者から受理していなかった。</p> <p>大阪府私学助成等計算システム「基礎資料調査取込み」対応業務（972,000円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報取扱作業責任者届（契約書第6条関係 II 個人情報取扱特記事項第3）</li> <li>・総括責任者届（契約書第8条）</li> <li>・業務従事者届（契約書第9条）</li> <li>・業務上知り得た個人情報の保護及び業務上使用したデータの適正な取扱いその他業務従事者等が遵守すべき事項として発注者が定めた誓約書（契約書第9条）</li> <li>・業務実施計画書（契約書第11条）</li> </ul>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>	<p>検出事項について、原因はこの契約とは別に受注者と当該システムに係る年間保守契約を締結しており、その契約期間内であったことから、この契約に係る届出等の徴取の必要性を十分に認識していなかったことである。</p> <p>再発防止に向け、契約ごとにそれぞれの契約書で定める必要な届出を受理しなければならないとの認識を課内で共有したほか、今後は会計研修で取り上げ徹底を図る。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年6月4日から同年7月10日まで）